

議長（志村 忠昭）

これをもって、9番村井勉議員の質問は終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員、尾崎忠義でございます。

私は、平成26年12月多度津町議会第4回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、米価暴落対策について、2、難病対策について、3、町民会館での町民祭りの開催と町民利用、出演料の無料化についての3点を一般質問をいたします。

まず最初に、米価暴落対策についてであります。

日本の家族農業は、社会の中で極めて重要な役割を果たしています。2014年は、国連が定める国際家族農業年ですが、今年もあとわずかになりましたが国際社会における家族農業や小規模農業の再評価と積極的支援に向けた取り組みはまだ始まったばかりであり、今年はまさに世界の家族農業元年と言っても過言ではありません。

日本でもこうした世界の潮流を理解し、家族農業や小規模農業を日本の農政の中にしっかりと位置づけていくことが求められております。

しかし、今年米価が40数年前の水準に大暴落をしております。

スーパーに行けば、何もかも消費税増税、プラス3%以上に値上がりをしているのに、主食の米だけが新米5キログラム1,380円など、半値近くで売られております。

今は、肥料代や電気代など全て上がって、生産費は約1万6,000円であり、それなのに米価が8,000円台となれば、コストの半値以下、つまり生産にかかる費用の半分も出ません。

米つくって飯食えない。米づくりをやめるしかないという状況に農家は追い込まれております。

500mlのペットボトルの水は1本120円ぐらいですが、米を詰めて換算すると、一番高い魚沼産のコシヒカリで95円、北海道のななつぼしはわずか68円、お茶わんにいたしますと1杯20円程度です。

手塩にかけたお米が水より安いなんてことがあってはいいはずがなく、農家が米づくりを続けられなくなったら困るのは消費者、国民であり、安全な国産米が食べられなくなれば国民的一大事であり、社会的な問題となっております。輸入米が年間77万トンも外国から入っており、これをやめれば過剰はなくなります。

もう一つは、米価暴落を招いたのが、農政改革として米の戸別所得を今年から半分にし、17年で打ち切り、生産調整、つまり減反を4年後に廃止するなど、

政府は米の流通や管理の責任を放棄すると宣言したことから、暴落の始まりが起きてきたわけであります。

アメリカの価格暴落対策では、農産物の市場価格が基準値を下回る場合、政府がその差額を補填する制度があつて、アメリカ農民は基本的にコスト割れがないようになっており、TPPを強力に推し進めている当のアメリカを随分と保護しているわけであります。

また、さらに価格が下がった場合に発動されるのが、価格支持融資制度があり、暴落の場合は2本立ての制度が作動し、それほどでもない価格下落の場合は不足払いだけが作動し、このような価格支持制度の結果、アメリカの農民は基本的にコスト割れが回避できるシステムになっているわけであります。

ところが、安倍政権は米の直接支払交付金、10a当たり1万5,000円を半減し、米価下落当時の米価変動補填交付金を廃止して、米価暴落を促進する一方、何の暴落対策をとろうとしておりません。

そこで、去る11月17日に、政府による緊急の過剰米処理を求める陳情及び農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する陳情が香川県農民連から出されているわけであります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、町長は、農家にとって来年の作付の見通しが立たないという深刻な声を米価暴落対策についてどのように考えているのか。

2点目に、町として、町内米生産農家は存続の危機に立たされており、各経営実態調査を実施すべきと思うがどうか。

3点目に、JA、生産農家、行政との3者協議を行い、米生産農家の救済対策を打ち出し、政府が進めてきた市場原理に主食の米の価格を委ねるやり方はさらなる負担を強いるものであり、日本の家族型農業、小規模経営、そして農村を根底から破壊するということを強く県、国に救済策を要請すべきと思うがどうか。

次に、難病対策についてであります。

難病法が先の国会で全会一致で成立をし、来年1月1日から施行になります。

難病対策が1972年に始まって以来、立法化は患者や家族にとって悲願でもあり、制度として安定する一方、多くの課題もあります。

国の予算事業で不安定な難病対策が法的に位置づけられるだけではなく、対象疾病が現在の56から大幅に増えることが患者の願いでもありました。

患者は、生涯病気を抱えて暮らさなければならず、医療費が重くのしかかっており、難病法では基本理念に患者の社会参加の機会が確保され、地域社会で尊厳を保持しながら、他の住民と共生することが上げられております。

難病の特性に応じて、社会福祉など関連施策との連携に配慮しつつ、総合的な

対策が必要だとしております。

法制化に伴い、厚生労働省は治療研究と医療費助成の対象、指定難病を56から300疾病程度に拡大する方向です。

厚生労働省の検討委員会では、8月、110疾病を先行して選定、10月に正式決定をし、来年1月から医療費助成を開始、厚生労働省は今秋以降、来年夏から実施の約190疾病を選定しました。

難病法は、難病一般について、1、原因不明、2、治療法が未確立、3、希少疾患、4、長期の療養を必要とすると定義し、そのうち指定難病の要件として、患者数が人口の0.1%程度で、一定の診断基準が確定していることを上げております。

反面、対象者が広がる一方、残念ながら軽症者には原則除外をされ、認定基準は疾病ごとに設定されております。

しかし、軽症者でも医療費の自己負担額が1万円を超える月が年3回以上ある患者は対象になります。

負担割合は、現行の3割から2割になりますが、負担上限額が上がります。

重症患者や低所得者にとってはなお負担が重くなるわけでございます。

また、子供の慢性疾患患者に対する医療費助成の対象患者は、成人後助成が受けられなくなり、障害者手帳がない患者や指定難病ではない患者は完治していなくても福祉的支援を得ることができなくなります。

これを成人期移行問題として取り上げられております。

我が町内に住む難病で長年靱帯硬化症、OPLLで苦しんできた方は、今の医学では治すことができない、外見ではわからない難病を抱えての自分自身の不自由な身体での闘病の切ない気持ちがわかってもらえない辛さや長時間病院で待たされ、1分診察でその上医療費が高い、医師の診断が認定には必要と言われ、なかなかまともに認定が受けられず、そのうち他の病気を併発して手術する羽目になった。

難病患者の会に入り、病気を理解してくれる仲間ができ、自分で病気と向き合うことの大切さや新しい治療方法を取り入れての頑張りや知識で乗り越えられてきたことが、まだまだ難病で苦しんでいる知らない人も多くいると思うが、よい医師にめぐり会うことが一番と私に語ってくれました。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、町内で難病で苦しんでいる方はどのくらいいるのか。

2点目に、助成対象の疾患が拡大されれば、町内では何人になるのか。

3点目に、難病法が立法化されたが、町としてはどのように周知をし、相談窓口はどこになるのか。

4点目に、アスベストの仕事に従事してきたが、10年以内の人は自費での検査

となっており、負担が大きいので無料または軽減できないかの相談がありました
が、どのような対応、対策があるのか。

5点目に、町として難病に対する専門医師による医療講演会、セミナーを難病
法成立をきっかけに町内患者を対象に積極的に幅広く取り組み、救援、救済す
べきだと思うがどうか。

最後に、町民会館での町民祭りの開催と町民利用、出演料の無料化についてで
あります。

私たちが実施している町民アンケートに、三豊、善通寺、丸亀の市民会館まつ
りは無料です。

多度津町も町民会館祭りを実施して、町内の出演者には年1回の無料の日があ
ってほしいとの声が寄せられております。

このことについて町はどのように考えるのか、お尋ねをいたします。

以上、3点について町当局の答弁を求めて、私の一般質問を終わります。

以上。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員のご質問のうち、米価暴落対策についてお答えをしてみます。

政府の農業政策は、営農法人化を進め、農業規模を拡大するように進めており
ますが、家族型農業と小規模農業の重要性も理解をしております。

農協につきましても、真に農業経営者の利益になるよう組織を改善しようと
しております。

農業振興の大きな目的は、農業経営基盤を確立し、収益を安定させることです。
米価を大幅に下落させる原因は幾つかあると思いますが、政府も米価暴落に対
する緊急対策を手厚く施しております。

今後の解決策の一つとしては、農地中間管理機構の活用により、農業生産法人
へ農地の集積を図っていくことも大事だと考えております。

農業を取り巻く現状は厳しいものがあり、一朝一夕には実現するものではない
と考えます。

生産農家、農協、そして行政が意見交換をし、連携して農業振興に努めていく
ことが重要だと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、
その他のご質問につきましては各担当課長より答弁をしてみますので、よ
ろしくお願いをいたします。

産業課長（神原 宏一）

尾崎議員ご質問の米価暴落対策についての2点目、経営実態調査の実施につ
いて答弁を申し上げます。

来年の作付につきましては、JAにおいてその意向を農業者に確認する営農計

画調査を実施しております。

現在集計中ではございますが、おおむね今年並みの作付になる見込みだと伺っております。

ご質問の農業者の経営実態につきましては、調査にかかる時間や労力、個人情報収集することの可否などを勘案いたしますと、実態調査という方法はとれないと思います。

本町といたしましては、各種の会議や農業者の皆様とのかかわりの中でその声を聞き、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の県、国への救済策の要請についてでございます。

議員のご質問にありますように、日本の家族型農業、小規模農業には、極めて重要な役割があるということは認識を同じくするものでございます。

特に、本町ではその割合も高く、こういった農村集落が衰退の道をたどらぬよう、さまざまな施策を講じているところでございます。

本町といたしましては、農業者の皆様の声を聞く中で、その手法や内容などを検討して、引き続き香川県や国に対してより実効性のある施策の展開を要望してまいりたいと考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

福祉保健課主幹（氏家 幸子）

尾崎議員の難病対策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にあります難病法は、難病の患者に対する医療等に関する法律と言い、従来厚生労働省の難治性疾患克服研究事業130疾患のうち、56疾患が研究事業の中で医療費助成されていた制度が、平成27年1月1日より、法に基づき実施されるものです。

この法律の主な内容は、都道府県が難病の患者の方に対し、厚生労働省が定める基準により、指定難病の認定及び指定難病に係る医療費を助成することやその費用の国、県の負担等を定めた内容となっております。

そこで、まず1点目の町内で難病の指定を受けている方はどのぐらいいるのかとのご質問にお答えいたします。

平成26年3月31日現在、町内では177名の方が国及び県の対象疾病として認定を受けられております。

2点目の助成対象の疾病が拡大されれば、町内では何人になるのかとのご質問でございますが、平成27年度に医療費助成の拡大を予定している約300疾病について、国の推計値に基づき、町で算出した場合、約340名になると見込まれます。

3点目の町としてはどのように周知をし、相談窓口はどこになるのかとのご質問でございますが、難病医療費の支給認定を受けるための申請や支給認定事務

及び相談支援などの窓口は、香川県中讃保健福祉事務所が実施をしております。

また、患者さんへの情報提供や専門医師による医療相談、保健所保健師による家庭訪問や事務所相談、患者家族会の育成や専門職の資質向上など、総合的な難病対策が中讃保健福祉事務所で実施されております。

このように県が主体で難病対策が実施されておりますが、町においては福祉保健課が窓口となっております。

中でも一時的な相談窓口は町民健康センターであり、状況に応じて中讃保健福祉事務所などの関係機関に連絡をしたり、ご紹介をしております。

また、患者さんが在宅で療養され、難病により身体的等の障がいが発生し、介護等の福祉サービスの給付を希望される場合は、福祉係や介護保険係が窓口となります。

周知についてですが、11月下旬に、県が新たな難病医療費助成制度のパンフレットを県下全域に配布をしております。

今後は、町におきましても中讃保健福祉事務所とも連携を図りながら、制度の周知、啓発を検討してまいりたいと考えております。

4点目のアスベストの仕事に従事してきたが、10年以内の人の検査費用について無料または軽減できないのかとのご質問でございますが、以前アスベストを扱った仕事をしていた方については、10年以上などの要件を満たしていれば、アスベスト健康管理手帳の交付を受けることができ、年に2回、指定医療機関で無料で健康診断を受けることができます。

また、従事年数が10年以内の方でも、中皮腫等のアスベスト関連疾患が確定され、申請により認定を受ければ、労災保険制度またはアスベスト健康被害救済制度により医療費や療養手当などの給付を受けることができます。

また、アスベスト関連疾患のない方であれば、町が行う結核、肺がん検診を受けられて経過を見られてもよいかと思います。

アスベストの相談窓口は、県または中讃保健福祉事務所になっておりますが、町民健康センターにご連絡いただきましたら対応をさせていただきます。

5点目の町として難病に対する専門医師による医療講演会、セミナーを実施できないかとのご質問でございますが、中讃保健福祉事務所において今年度医師によるパーキンソン病の療養や神経系疾患の患者さんへの転倒予防などの講演会を認定された方に個人通知し、3回実施をしております。

また、交流会も兼ねており、療養中の不安軽減につながっていると思われまます。今後は、町といたしましても、認定患者さんの多い疾病について、町民の皆様にもご理解を深めていただくためにも、現在実施しております健康づくりセミナーの一環として、関係機関と連絡をとりながら、医師による講演会の実施を

検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。尾崎議員への答弁とさせていただきます。

教育課長（岡 敦憲）

尾崎議員のご質問のうち、多度津町民会館での町民祭りの開催と町民利用、出演料の無料化についてのご質問にお答えいたします。

本町においては、町内各施設にて、芸術展、芸能音楽祭、地区文化祭、芸能発表会など、さらには商工フェア、きしゃぼっぽ祭り、多度津フェスティバルなど様々なイベントを開催していることはご存じかと思えます。

これらの催し物は、町民会館を初め、各地区公民館、健康センター、各小学校体育館、幼稚園遊戯室、事業所などで開催、各地区のにぎわいの拠点となっております。

また、ご指摘の近隣の市民会館は、ホールや講座室などを有する大規模な公民館的なものであり、一度にいろいろな団体が使用、利用できる施設と認識しております。

それに対して、町民会館は大ホール1、会議室が1、リハーサル室が1、及び楽屋を有する施設であることから、参加する団体が限定され、さまざまな団体が一堂に会し開催する町民会館祭りと銘打った催しの開催は難しいと考えております。

また、先ほども述べましたように、部屋数も少なく、特定の団体の出演に限られることから、町民の皆様には大いに町民会館を活用していただきたいと思っておりますが、出演料の無料化も難しいと考えております。

以上、町民会館での町民祭りの開催と町民利用、出演料の無料化についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、各担当課長からありましたが、尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

第1点目に、米価の暴落対策についてであります。

これについては、緊急を要することでありまして、今年からは離農の進行とやっばり食料自給率が一層低下することが予想されるわけでありまして。

そこで、農家の経営安定策を今緊急にとることが必要になってきております。そこで、稲作の概算金でございますが、これは通年供給する農協の米販売は1年以上かかるわけでございます。

一方、農家は農用資材などの支払いを年内に行います。

このため出荷農家には年内に概算金という形で支払い、販売の後で精算するわけでありまして。

過剰在庫を持ち、安値販売を迫られる状態では、生産時の追加払いは期待できません。

集荷業者は概算金を参考に買い入れるため、農協の概算金が生産者米価の相場となるわけでございます。

そこで、私はこの財政支援として、国、県に対しても要望するわけでもございますが、町といたしましても、第1点目は県内農協の単位農協による概算金の上積みを実施すべきと考えております。

2点目には、自治体としての補助、融資制度の創設、つまり農家向け無利子制度、これを実施している県がございます。

それと、米対策の激変緩和補助金、この制度を設置をするということでございます。

そういう意味において、農協の概算金のこれは対策、激変緩和補助金というのは農協の概算金の5年間の平均額と14年産米の概算金の差額の半額に当たる金額を補助するという制度でございます。

いろんな制度が全国的にも県単位でやられておるわけです。

また、地方自治体でもこのような制度を活用して米の米作農家を救済ということがやられておりますので、この実施についてできるのかどうか、あるいは実施すべきと思うんですが、その考えをお聞きしたいと思います。

それから、2点目の難病対策についてでございますが、ただいまご答弁がありましたように、県の指定疾患が5疾病、つまりネフローゼ症候群と突発性難聴、進行性筋ジストロフィー、慢性腎不全、それとメニエール病の5病が県として指定しておりますが、これらの5つの難病は医療費とか薬代など、患者負担割合、つまり2割ですが、これが国の対象疾病に準じるかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、3点目の町民会館での利用の分でございますが、毎回出演し、独自にやっぱり開いていることがありますから、そういう団体も含めて安くするという、そういうあれは毎回開いて、定期的を開いているところについてはそういうふうに、無料化というのが難しければ出演料の少し引き下げるとかという方策はないものか、3点についてお伺いいたします。

産業課長（神原 宏一）

尾崎議員の再質問について答弁申し上げます。

先ほど古川議員のご質問にも答弁させていただきましたが、国においてその緊急対策を打たれているということがございます。

一部の県では、先ほど尾崎議員が申されました融資に対する無利子の補助の制度を設けようとしている県もあると聞いております。

そういう対策がある中で、町として何かということはなかなか難しいところが

あると思いますので、まずは香川県においてそういう無利子対策、そういう補助の制度を設けられるかどうかについて要望してまいり、それから状況を見ながら町として他にできることがないかについては検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

福祉保健課主幹（氏家 幸子）

ただいまの尾崎議員の再質問でございますが、今言われました県の5つの難病でございますが、現在のところ、県からの通知はございませんので、今お答えすることができませんので、ご了承いただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

教育課長（岡 敦憲）

尾崎議員の再質問の定期的に使用しておる団体への減免、あるいは出演料の減免等の方策はないのかというようなご質問であります。現在町民会館が建てられて以来、たしかこけら落としのときに免除したのみで、各課、教育課が使用する場合であろうが、町長公室、総務課が使用する場合であろうが減免措置はとっておりません。

成人式であったり、今年は講演会開いたり、いたしました。皆さんと同様の金額の使用料を支払っております。

現在のところは、減免等の考えはございません。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

以上で再質問に対する答弁が終わりましたが、尾崎議員、再々質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

第1点目の米価暴落対策でございますが、これは米の生産農家が一番必要なのは再生産でございます。

つまり来年度の作付でございますが、これをやめれば農地は荒廃すると。

野菜転換といってもなかなかできないということで、そういう点がありますので、この点は早急に財政支援あるいはそういう激変緩和措置ということで、町として独自に取り組んでいくべきだと考えます。

それから、県の指定疾患5疾病について、現在のところわからないということでございますので、わかりましたらまた公表していただきたいと思ひます。

それから、3点目のこけら落とし以外、そういう減免措置してない、町の主催でも全部払っているということでございますが、やはり指定管理者制度になりまして、町の施設だからできない、つまり指定管理者で第三者に委ねておるんですが、施設は町のもんだと、しかし町民の要望というんですか、何とかしてほしいというのがなかなか届かないということでございますので、私はそうい

う意味で、もう少しそこら辺で定期的を開催するとか、大規模にやられている
そういう団体に対しては少しそういう意味で考えてもいいのではないかと
いうことだと思います。

というのは、皆さん税金払っているから、せつかくのそういう利用施設は何と
かしてくれというのが要望でございますので、ぜひそういう方向へ向かって実
現していただきたいと思います。

よろしく申し上げます。